

## 平成26年第1回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年2月28日(金) 13時30分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第 1号 見附市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2号 見附市病後児保育室設置条例の制定について

議第 3号 見附市保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定  
について

議第 4号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

議第 5号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の制定  
について

議第 6号 見附市立学校事務共同実施要領の一部を改正する要領の制定  
について

議第 7号 見附市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程の  
制定について

議第 8号 平成26年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取  
について

議第 9号 平成25年度一般会計補正予算案(見積書)のうち教育関係予算  
の原案について

議第10号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席委員(5名)

委 員 長 小 林 弘 武 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 松井 謙太 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長 森沢 亜土 君

教育総務課長補佐 星 正樹 君

学校教育課長補佐 神林 俊之 君

こども課長補佐 岡田 恵子 君

教育総務課主事 佐野 功次郎 君

13時30分開会

委員長

只今より、平成26年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。南雲委員から欠席の連絡があり、現在の出席委員は4名であります。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について、教育部長より説明願います。

教育部長

P5「平成25年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」に記載した通り、小林委員長は3月7日（金）今町中学校と24日（月）田井小学校、南雲職務代理は3月7日（金）南中学校と3月24日（月）見附小学校、武田委員は3月7日（金）西中学校と3月24日（月）今町小学校、小倉委員は3月24日（月）上北谷小学校に出席願います。その他の出席者は、名簿に記載した通りです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項2. 見附市いじめ防止等のための基本的な方針（仮称）について、3. 体罰実態把握調査の結果について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項2. 見附市いじめ防止等のための基本的な方針（仮称）について、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には文部科学大臣から国の基本方針が示されました。これは、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関等の連携等を、より実効的なものとする為の取組等を定めたものです。国の基本方針に基づき、地方公共団体がいじめ対策等を組織的、実効的に進める為、各地方公共団体で「基本方針」を策定することが、任意で求められます。見附市では現在、中間案を作成してパブリックコメントを実施中であり、内容は、「第1章 基本的な方向」「第2章 見附市及び市教育委員会、学校が実施するいじめの防止等の対策」「第3章 重大事態への対処」から構成します。今後のスケジュールは、パブリックコメント終了後に、内容、文言等の修正を行い、平成25年度内の策定を目指します。

報告事項3. 体罰実態把握調査の結果について、配布資料をご覧ください。これは、平成25年度に新潟県が独自に実施したものであり、見附市で児童、保護者、教職員を対象に4,704枚のアンケートを配布した結果、「体罰あり」と回答するものは0件でした。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

報告事項2. 見附市いじめ防止等のための基本的な方針（仮称）について、「基本方針」を策定する為、参考モデルとしたものはありますか。

学校教育課長

全国自治体の中で「先進地」と評される自治体のモデルや、文部科学省が示すモデル等を参考に、見附市独自の「基本方針」（案）を策定しました。なお、今年度内に「基本方針」が確定した場合、見附市が新潟県内で最初の策定自治体となります。

委員長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員長

日程第3 議第1号 見附市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

改正の理由は、中央公民館分館1階にある研修室が「病後児保育室」に改修さ

れたことに伴い、研修室として貸館することが出来なくなった為、使用料を定めた「別表」の記載から、「研修室」を削除するものです。附則において、平成26年4月1日から施行します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

教育長

改修に伴い、これまで研修室を利用していた団体が利用出来なくなる懸念があります。どのような対応策を講じますか。

まちづくり課長

健康福祉課が主催する「運動教室」参加者、その他定期利用団体の利用者とも、同施設3階に資機材等を搬送することで、代替利用出来る対応を講じました。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

続いて、議第2号 見附市病後児保育室設置条例の制定について、議第3号 見附市保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。こども課長より説明願います。

## こども課長

議第2号 見附市病後児保育室設置条例の制定について、現在、見附市には、「病後児保育施設」（病気の回復期にあり、かつ集団保育が困難な期間にある乳幼児及び児童を、一時的に預かる施設）がありません。そこで、「保護者の子育て、就労の両立」と「児童の健全育成を図ること」を目的として、病後児保育を実施する為に本条例を制定します。第1条は、病後児保育の目的及び設置について記載します。第2条は、施設名称を「病後児保育室」とし、位置を「見附市新町2丁目8番3号」と定めます。第3条は「利用の許可」について、第4、5条で費用負担と減免について、第6条で「委任」事項について定めます。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第3号 見附市保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本所保育園の増築工事により、保育室面積が増加することに合せ、収容定員を増加するものです。「別表」に記載する本所保育園の定員を、100名から110名に改めます。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

## 委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

## 教育長

議第2号 見附市病後児保育室設置条例の制定について、「病後児保育室」とは、他自治体でも設置している施設ですか。

## こども課長

現在、新潟県内では10自治体が設置しています。

## 教育長

議第2号 見附市病後児保育室設置条例の制定について、利用者に対する広報はどのような手段で行いますか。

こども課長

開設予定時期（平成26年5月以降）に合せ、「広報みつけ」等を利用した周知を図ります。

委員長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。なお、議第2号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

委員長

次に、「議第4号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」から「議第7号 見附市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程の制定について」までの4件を、議題とします。学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

P10をご覧ください。議第4号 見附市学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、学校教育法施行規則の改正に合せ、本規則の条番号を変更すると共に、主幹教諭、栄養教諭等、これまで規定しなかった教職員の職務について明記します。また、新潟県学校事務共同実施要綱の改正により、全県的視野を持って総括し、各市町村グループ長の資質向上を目的に新設された

「総括事務主幹」についても、併せて示しました。附則により、平成26年4月1日から施行します。

P15をご覧ください。議第5号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の制定について、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童が就学する見附特別支援学校に、看護師資格を有する非常勤職員を配置し、医療的ケアを実施することにより安心して学校生活を送ることが出来る環境整備を行うものです。附則により、平成26年4月1日から施行します。尚、現在、見附特別支援学校においては、「医療的ケア検討委員会」を立ち上げ、医療的ケア実施要領を検討すると共に、保護者との面談を重ね、各児童ごとの個別医療的ケア実施マニュアルを作成中です。

P19をご覧ください。議第6号 見附市立学校事務共同実施要領の一部を改正する要領の制定について、説明します。平成25年1月25日の新潟県学校事務共同実施要綱改正に伴い、小・中・特別支援学校に勤務する学校事務職員が共同で複数校の事務を実施することで、事務機能強化、学校教育の充実を目指します。新潟県では、県内を13エリアに分け、各エリアに「総括事務主幹」を配置し、複数のグループ長が総括する仕組を平成25年度から採用しており、見附市と燕市で1グループを形成します。要領第3条には、今後増加予定の新採用事務職員に対する支援等を目的に、見附市教育委員会が他市町村教育委員会と共同で支援組織を設置する場合は、各自治体の教育長が協議する旨を定めました。附則により、平成26年4月1日から施行します。

P24をご覧ください。議第7号 見附市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程の制定について、第3条に「総括事務主幹」の記載を加えます。附則により、平成26年4月1日から適用します。

委員長



只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

議第6号 見附市立学校事務共同実施要領の一部を改正する要領の制定について、学校事務職員が共同で複数校の事務を実施する場面とは、具体的にどのような場合を想定しますか。

教育部長

今後数年に亘り、多くの事務職員が定年退職する時期を迎える為、新任職員への事務引継ぎ場面等が想定されます。また、各校に原則1名ずつしか配置されない事務職員同士が、相互チェック出来る工夫の1つとして、複数校の事務を共同実施する場面が求められます。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

次に、議第8号 平成26年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について、議題とします。初めに教育部長から趣旨説明をしてもらい、続いて関係課長に説明を求めます。

教育部長

資料「平成26年度当初予算の概要」のP6「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」をご覧ください。平成26年度予算額は15,730,000千円であり、対前年度当初予算比+11.0%（1,560,000千円増額）で、これまでの見附市予算において最大規模です。なお、特別会計、企業会計を合わせた総額は35,062,000千円であり、対前年度比+12.5%（3,892,500千円増額）です。P8「歳出」に記載した通り、「10款・教育費」総額は1,210,837千円で、対前年度予算比+6.7%（76,171千円増額）です。

P11「主要事業一覧表」をご覧ください。これから、各課の主要事業について説明します。

教育総務課について、P25をご覧ください。「小学校体育館天井耐震化事業」は、田井・見附第二小学校の体育館天井耐震化を行います。「名木野小学校外部改修工事」は、校舎屋上防水や外壁改修工事を実施し、快適な学校生活の提供を目指します。「スクールバス更新」は、老朽化したスクールバス1台を入替えるものです。「埋蔵文化財発掘調査事業」は、平成23年度から継続実施する事業の最終年度と位置付け、平成27年1月に、史跡としての国申請を行う予定です。

#### 学校教育課長

P25「特別支援学校看護師の配置」として2,287千円を計上し、関連備品等の整備も実施します。

#### こども課長

P23をご覧ください。①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」について、「児童措置費」として、保育に欠ける児童の保育を行う為の経費を計上します。更に、仕事と子育ての両立を支援する施策として、「広域入所児童運営委託事業」では、保護者の就労等の事情により他市町村保育園に入所希望する児童の

保育委託を実施し、未満児保育・延長保育を実施する私立保育園に対しては、人件費補助を行います。新規事業として、病気の回復期で集団保育の困難な乳児及び児童を一時的に保育する「病後児保育事業」を実施します。また、幼稚園に就園する児童の保護者に対し、所得に応じて保育料を補助する「私立幼稚園就園奨励費補助事業」を実施します。「放課後児童健全育成事業」では、平成25年7月に第二小学校区「杉の子学童クラブ」を新設したことで、市内全小学校区で実施出来る体制となりました。更に、小学生の放課後の居場所づくりを進める為、地域コミュニティと連携した安全安心な場所の確保を進めます。

P24をご覧ください。「子どもの医療費助成事業」において、平成26年9月から、通院医療費助成対象を、小学校3年生から中学校3年まで拡充します。

「妊婦健康診査助成事業」では、引続き、全妊婦に対して14回助成します。新規事業として、妊婦の通院や入院費用の自己負担医療費の一部助成を行う「妊産婦医療費助成事業」、妊婦に歯科医の健康診査券を配布する「妊婦歯科健康診断事業」、妊娠は可能だが、流産や死産を繰り返し出産に至らない方に保険適用外の検査や治療費一部助成を行う「不育症医療費助成事業」を実施します。また、不妊に悩む方への特定治療支援事業では、予算額を増額し、妊娠を望む方の経済的負担を軽減します。「こどもの感染症予防事業」では、予防接種法に定めた定期予防接種を実施します。また、消費増税に対応し、子育て世代への影響を緩和する為、国が実施する臨時的な給付措置「子育て世帯臨時特例交付金」予算を計上しました。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

教育総務課の「スクールバス更新」について、現在使用しているバスは何年程

度経年していますか。

教 育 部 長

計2台を所有しており、それぞれ20年、15年が経過した為、20年経過した車両を入替えます。

委 員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

委 員 長

次に、議第9号 平成25年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、一括して議題とします。関係課長より説明願います。

教 育 部 長

P27をご覧ください。「小学校建設費」の減額6,500千円は、今年度工事を完了した新潟・上北谷小学校の非構造部材（天井）耐震化工事に関し、入札実施により減額となった金額です。

P28「給食センター運営費」に関し、増額1,312千円は、光熱水費の増加に伴う補正計上です。

学校教育課長

P29「小学校就学援助費補助事業費」について、増額300千円は、就学援助対象者の増加に伴う補正計上です。

こども課長

P30をご覧ください。「放課後児童健全育成事業費」について、減額1,362千円は、「今町大風学童クラブ」「かぜの子学童クラブ」の利用児童数減少による、委託基準額の減額等によるものです。

P31をご覧ください。「私立保育所運営費」の減額6,612千円は、「未満児保育事業補助金」が、対象児童数の減少により7,612千円減額する半面、「児童措置委託料」が、入園児童数の増加により1,000千円増額する為、相殺により6,612千円減額するものです。

P32をご覧ください。「児童措置事業費」の増額7,400千円は、シルバー人材センターが受託する保育園給食作業や早朝（延長）保育補助の実績見込を踏まえ1,000千円減額する半面、平成27年度に移行する「子ども・子育て支援新システム」構築委託料8,400千円を増額する為、相殺により7,400千円増額します。

P33をご覧ください。「へき地保育所運営費」の増額150千円は、入園児童数の増加による実績見込を踏まえ、増額するものです。

P34をご覧ください。「児童手当等交付事業費」の減額10,575千円は、児童手当の実績見込を踏まえ、受給対象児童数が減少した為、減額するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

こども課の「児童手当等交付事業費」減額10,575千円について、かなり大きな金額の減額と考えますが、算出根拠を示して下さい。

こども課長

年間延べ受給対象者数について、当初は約58,300名分を想定しましたが、約57,600名分程度に減少する為、減額するものです。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

次に、議第10号 教職員（管理職）人事の内申について、議題とします。

この議案については、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めます。

これよりお手元に配布する議案書については、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布しますので、了承をお願いします。

## ■ここから非公開審議■

委員長

それでは、提案理由の説明を教育長にお願いします。

教育長より、議第10号「教職員（管理職）人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり内申することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

## ■ここまで非公開審議■

委員長

ここで、非公開と決定しました議第10号の審議が終了しました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成26年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

武田 一夫